

市民相談(8月分)

(予約は電話で)

秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階北エリア
市民相談室101・102
問 広報広聴課
TEL 06-6992-1353, 1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地
建物の賃借問題など

【弁護士】(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

予 前日水曜日の13:00から

注 前日が休日の時は当日9:00から

【司法書士※予】

(1人25分・先着14人)

第2・3・4火曜日13:00~15:55

登記相談・・・相続・売買・贈与などの

登記、供託・測量・境界・分筆など

【司法書士・土地家屋調査士※予】

(1人30分・先着各4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税
など

【税理士※予】(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約
書の作成など

行政書士※予(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動
産の活用など

宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

※予 前週の実施日13:00から。受付
が休日の時は翌開庁日の13:00から

行政相談・・・国などの行政に対する
要望や苦情など

行政相談委員

第4火曜日10:00~12:00

予 前日までに

**70歳以上の人の高額療養費
自己負担限度額および
限度額適用認定証**

8月から、70歳以上で所得区分が現
役並みおよび一般の区分に該当する人
の高額療養費の自己負担限度額が変わ
ります(表1)。

注 70歳以上の市民税非課税世帯の人お
よび70歳未満の人の自己負担限度額
は変更無し

また、70歳以上で所得区分が現役並
みに該当する人は、これまででは限度額
適用認定証が発行されませんでした
が、現役並みに該当する人のうち、市
民税課税所得の合計額が145万円以
上690万円未満の人(現役並みⅠ・
Ⅱ)については、8月から新たに限度
額適用認定証が発行されます。入院な
どで、1カ月あたりの医療費が高額に
なることが見込まれる場合は、保険証
など必要書類および印鑑を持参の上、
保険課で申請してください。なお、手
続きなどの詳細は、広報もりぐち7月
号にも掲載していますので、あわせて
ご確認ください。

問 保険課
TEL 06・6992・1545

**障がい者(児)各種手当の
現況確認**

現在、特別障がい者手当・障がい児
福祉手当を受給している人へ、8月に
現況届を送付します。
提出期限までに障がい福祉課に書類
を必ず提出してください。

提出期間
8月9日(木)~9月11日(火)

手当の案内

▽特別障がい者手当
20歳以上で重度の障がいの状態にあ
るため、日常生活において常時特別な
介護が必要な障がい者に対して支給さ
れる手当です。
対 ①身体障がい者手帳1・2級(障がい
別等級)の異なる身体障がいが重複
している人
②重度の身体障がいと最重度の知的
障がい重複している人

【表1】70歳以上の高額療養費の自己負担限度額(月額) (平成30年8月から) ※太枠内が変更箇所です。

| 所得区分 | 外来(個人単位) | | 入院+外来(世帯単位) | |
|-------------|--------------------------|--|-----------------------|-----------------------------|
| | 現役並み所得 | 一般(現役並み所得以外の人) | 現役並み所得 | 一般(現役並み所得以外の人) |
| 市民税課税世帯(注1) | Ⅲ 市民税課税所得の合計額が690万円以上 | 252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%【年4回目以降(注3)は140,100円】 | 18,000円(年間上限144,000円) | 57,600円【年4回目以降(注3)は44,400円】 |
| | Ⅱ 市民税課税所得の合計額が380万円以上 | 167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%【年4回目以降(注3)は93,000円】 | 8,000円 | 24,600円 |
| | Ⅰ 市民税課税所得の合計額が145万円以上 | 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%【年4回目以降(注3)は44,400円】 | 8,000円 | 15,000円 |
| 市民税非課税世帯 | 低所得Ⅱ(低所得Ⅰ以外の人) | 8,000円 | 15,000円 | 15,000円 |
| | 低所得Ⅰ(年収入が80万円以下の人など(注2)) | 8,000円 | 15,000円 | 15,000円 |

注1 国民健康保険の場合：同一世帯の全ての国保被保険者(擬制世帯主を含む)の課税区分で算定。
後期高齢者医療の場合：同一世帯の全世帯員の課税区分で算定。
注2 所得額が0円となる被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)、
または市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者。
注3 過去12カ月間に、同世帯で高額療養費の支給が3回以上あったときの4回目以降の自己負担限度額。

限度額適用認定証または限度額
適用標準負担額減額認定証が発
行される人

**合葬墓「虹の丘」および
飯盛霊園臨時バス**

飯盛霊園組合が管理を行う合
葬式のお墓です。祭祀を引き継
ぐ人を必要としないので、単
身や承継者のいないご夫婦も、
安心してご自分の将来のための
予約ができます。

問 飯盛霊園組合
TEL 0743-78-1195

| | | | | |
|------|--|----------------|----------|--|
| 申込資格 | 1. 守口・門真・大東・四條畷市の市民、飯盛霊園の墓所使用者死亡時に上記の市民だった埋蔵予 定者の遺骨所持者 | | | |
| | 2. その他 | | | |
| 使用料額 | 合葬 | 資格1 50,000円 | 資格2 | 直接、合葬室に埋蔵します。 |
| | 合葬 + 個別安置 | 100,000円 | 125,000円 | 骨壺に納めた状態で10年間安置した後、合葬 室に埋蔵します。 |
| | 合葬 + 記名 | 150,000円 | 200,000円 | 虹の丘の名板に氏名等を刻字し、直接合葬室 に埋蔵します。 |
| | 合葬 + 個別安置 + 記名 | 200,000円 | 275,000円 | 虹の丘の名板に氏名等を刻字し、骨壺に納め た状態で10年間安置した後、合葬室に埋蔵し ます。 |
| 申込 | 合葬墓「虹の丘」使用許可申請書に必要書類を添えて、郵送または持参で同組合(〒575-0012四條 畷市大字下田原448)。申請書は同組合またはコミュニティ推進課の窓口で配布。 備 受け付けは9:00~17:30(土・日、祝日可) | | | |

| 時刻 | 守口市駅発 | |
|-------|-------|---------------|
| | 運行日 | 11日(祝)~15日(水) |
| 7:00 | | |
| 8:00 | | 05 |
| 9:00 | | |
| 10:00 | | 05 |
| 11:00 | | |
| 12:00 | | 05 |
| 13:00 | | |

| 時刻 | 飯盛霊園発 | |
|-------|-------|---------------|
| | 運行日 | 11日(祝)~15日(水) |
| 7:00 | | |
| 8:00 | | 05 |
| 9:00 | | |
| 10:00 | | 05 |
| 11:00 | | |
| 12:00 | | 05 |
| 13:00 | | |

| 時刻 | 大和田駅発 | | | | |
|--------------|-------|---------------|---------------|--------|--------|
| | 運行日 | 10日(金)・16日(木) | 11日(祝)~13日(月) | 14日(火) | 15日(水) |
| 7:00, 8:00 | | | 00 20 40 | 00 30 | 00 30 |
| 9:00 | 00 | | 00 20 40 | 00 30 | 00 30 |
| 10:00, 11:00 | 00 | | 00 20 40 | 00 30 | 00 |
| 12:00 | | | 00 20 40 | 00 30 | 00 |

| 時刻 | 飯盛霊園発 | | | | |
|-------------|-------|---------------|---------------|--------|--------|
| | 運行日 | 10日(金)・16日(木) | 11日(祝)~13日(月) | 14日(火) | 15日(水) |
| 7:00 | | | 40 | 30 | 30 |
| 8:00 | | | 00 20 40 | 00 30 | 00 30 |
| 9:00, 10:00 | 30 | | 00 20 40 | 00 30 | 00 30 |
| 11:00 | 30 | | 00 20 40 | 00 30 | 30 |
| 12:00 | | | 00 20 40 | 00 30 | 30 |
| 13:00 | | | 00 20 | 00 | |

備 正面ゲートの開門時間は、8月11日(祝)~16日(木)は、5:30~20:00。
この期間以外は、7:00~19:00。

いずれの手当を受給する場合も在宅
の人が対象です。
また、所得制限がありますので、事
前に相談してください。

問 障がい福祉課
TEL 06・6992・1630
FAX 06・6991・2494

親子で介護サーキット

内 夏休みの自由研究の参考に。認知症
サポーター養成講座を親子で受講し
オレンジリングをゲット。デイサー
ビスセンター利用者との交流、車い
す・リフトカー体験など。

時 8月4日(土)午後1時~午後3時
30分

場 デイサービスセンター守口荘(八雲
中町3丁目13番17号)

対 小学生および保護者 定 先着20人
申・問 守口市社会福祉協議会(申込時に

住所子どもと保護者の氏名・生年月
日・電話番号を明記)

TEL 06・6992・2715
FAX 06・6998・3201
moriguchi-syakyou@nifty.com

毎月勤労統計調査「特別調査」

7月31日現在で、常用労働者1人か
ら4人を雇用する事業所を対象に毎月
勤労統計調査「特別調査」を実施します。
8月上旬から対象調査区内の全事業
所に知事が任命した統計調査員が訪問
し、常用労働者数などを調査します。

調査対象区域

大日町1・2・3丁目、南寺方東通2・
3丁目、春日町、寺内町1丁目、大枝
西町、高瀬町1丁目、佐太中町3丁目、
淀江町、八雲西町4丁目

問 大阪府総務部統計課
TEL 06・6210・9200